

松阪市中小企業エネルギー価格高騰対策緊急支援補助金 Q & A

<補助金事業全般について>

No.	質問	回答
1	補助対象者に個人事業主は含まれますか。	個人事業主は補助対象に含まれます。 その他対象者について詳しくは「別紙_中小企業者等の定義」をご確認ください。
2	補助対象者に宗教法人は含まれますか。	宗教法人は補助対象者とはなりません。 補助対象者について詳しくは「別紙_中小企業者等の定義」をご確認ください。
3	松阪市が別途実施する「松阪市中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金」や「松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金」の申請を考えています。併せて、本補助金を申請することはできますか。	本補助金を含め、これら3つの補助金を併せて交付を受けることはできません。補助事業や補助対象資産が違う場合においても、1つの補助金で交付決定を受けた場合は、その他2つの補助金の対象外となります。
4	補助対象となる事業を教えてください。	既存設備から省エネ効果10%以上となる設備に更新する事業が対象となります。新規設備の導入のみの事業は対象外です。
5	補助事業内容が違えば、複数申請することはできますか。	本補助金において、複数申請することはできません。
6	市内の複数事業所における設備更新で申請したいが、まとめて1つの申請として問題ないですか。	実施場所が複数であっても、いずれも市内拠点であれば、1つの申請でまとめて申請して問題ありません。
7	市内本社の企業ですが、市外の事業所の設備更新は対象になりますか。	市外拠点における事業は対象になりません。市内拠点において実施するものが対象となります。
8	市外本社の企業ですが、市内の事業所の設備更新は対象になりますか。	市内拠点において実施するものであるため、対象となります。

<補助対象資産・補助対象経費について>

No.	質問	回答
9	補助対象となる資産の種類は何ですか。	国税庁「主な減価償却資産の耐用年数表」のうち、建物付帯設備、器具、機械・装置が対象となります。
10	LED照明は対象資産になりますか。	LED照明は対象外です。このほか、発電・蓄電関連設備、車両、建物が対象外となります。
11	既存設備の動力源として新たに太陽光発電設備や蓄電池を設置することで省エネ効果がある場合は、太陽光発電設備や蓄電池は対象になりますか。	この場合、太陽光発電設備や蓄電池は、既存設備の改良にあたり、既存設備の更新にならないので対象なりません。このほか、LED照明、車両、建物が対象外です。

12	店舗の建物全体を改修し、省エネ化を図りたいと考えていますが、建物は対象になりますか。	建物は対象外です。このほか、LED照明、発電・蓄電関連設備、車両が対象外となります。
13	対象資産のリースは補助対象になりますか。	原則、リースは対象外です。ただし、ファイナンスリースであり、実績報告提出時までには支払った部分については補助対象と認めます。
14	国や県などの他の補助金の活用を考えています。それら補助金と対象資産を重複して申請することはできますか。	国や県をはじめ、他の補助金と対象資産を重複することはできません。
15	補助対象資産は1つだけですか。複数の機器の設備更新は対象になりませんか。	補助対象資産は、1つである必要はありません。1つの補助事業として、複数の設備を更新することは可能です。 例えば、1つの店舗において、エアコンと冷蔵庫を更新するといったものです。
16	補助対象経費に消費税等は含めて問題ないですか。	補助対象経費に消費税等を含めることはできません。
17	補助対象経費に既存設備の処分が含まれる場合は対象となりますか。	補助対象経費に既存設備の処分費用を含むことはできません。処分費用が発生する場合は、見積書等で当該処分費用を別項目とし、補助申請の対象額から除外してください。
18	補助金交付後に、対象資産を更新や廃棄する場合、問題はありませんか。	補助事業により取得した資産は、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付、担保に供することはできません。違反が判明した場合は、補助金の返還を求める場合があります。

<補助金手続きについて>

No.	質問	回答
19	いつから補助金申請ができますか。また、いつまで申請が可能ですか。	令和8年4月1日（水）9時から申請ができます。申請受付期間は、4月24日（金）16時30分までです。郵送、メールの場合は、4月24日（金）16時30分必着です。
20	補助金申請にあたり、メールで申請することはできますか。	申請できます。提出必要書類をデータ化（スキャン等）して提出してください。
21	持参による申請には、申請者（事業者代表者）が持参しないとイケませんか。	申請できるのは、申請者（事業者代表者）又は申請企業に在籍する担当者のみとなります。申請企業に在籍しない者による申請は認めません。

22	補助事業を早期に実施したいので、申請後であれば、発注や工事を開始して良いですか。	補助対象となるのは交付決定日以降となりますので、交付決定前に発注・契約、工事開始したものは対象となりません。
23	見積書で値引きがされている場合は、値引き前後のどの価格が対象になりますか。	補助対象には値引き後の申請者が負担する経費が対象となります。
24	実績報告書に発注書等書類の添付が必要となっていますが、普段口頭発注で発注書を作成していないのですが、問題ありませんか。	実績報告時の審査において、交付決定後に事業が実施されたものと判断する必要があるため、任意の様式で構いませんので、必ず書面で発注するようにしてください。なお、請書など発注書・契約書に代わるものがある場合は、この限りではありません。
25	インターネットバンキングによる支払いで領収書がない場合は、どうすれば良いですか。	領収書に代わるものとして、インターネットバンキングの振込依頼画面の写しを提出することで問題ありません。ただし、振込相手方、振込金額、振込指定日の記載がある必要があります。
26	いつまでに補助事業を完了する必要がありますか。また、何をもちて事業完了となりますか。	令和9年2月19日（金）までに補助事業を完了し実績報告書を提出する必要があります。 事業完了とは、対象設備の設置が完了し、かつ、更新工事等の経費の支払いが完了することです。

<省エネ効果の計算について>

No.	質問	回答
27	既存設備の機器カタログが分からず仕様が確認できません。省エネ効果を計算できない場合も申請できますか。	本補助金において、省エネ効果10%以上が交付要件となるため、省エネ効果を算出できない場合は申請できません。機器メーカーに問い合わせるほか、これまでの使用量実績等からエネルギー消費量を算出してください。
28	対象設備のエネルギー源が、電力から電力、ガスからガスなど同じ場合は、原油換算しないで比較して問題ないですか。	エネルギー源が同じ場合は、原油換算せずに比較して問題ありません。エネルギー源が違う場合のみ、原油換算して比較してください。
29	対象設備が複数ある場合は、省エネ効果は合算値で出して問題ないですか。	対象設備が複数ある場合、合算値で省エネ効果を算出して問題ありません。